

東日本大震災に係る平成24年10月以降の対応について

謹んで東日本大震災で被災されたみなさまへお見舞いを申し上げます。

平成24年3月から延長されておりました当組合の保険医療機関における窓口での

一部負担金の免除措置は、平成24年9月30日をもって終了となりますのでお知らせ

させていただきます。平成24年10月1日以降は、以下のとおり福島第一原発の事故に伴

う警戒区域等の被災者のみなさまに対しての免除措置のみとなります。

原発事故に伴う警戒区域等の被災者 : 平成25年2月末まで継続

その他の被災者(住居の全半壊等) : 平成24年9月末で終了

関西文紙情報産業健康保険組合